

米沢市青果物地方卸売市場買受人承認取扱要領

米沢市青果物地方卸売市場（以下「本市場」という。）の買受人の承認については、米沢市青果物地方卸売市場条例（令和2年米沢市条例第2号。以下「条例」という。）第12条及び米沢市青果物地方卸売市場条例施行規則（令和2年米沢市規則第11号。以下「規則」という。）第7条の規定に定めるものほか、この要領の定めるところによる。

1 承認の基準

市長は、条例第12条第1項の承認の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の承認をすることができる。

- (1) 申請者が、店舗又は事業所を有し、申請に係る取扱品目について次のいずれかを業務としている者であるとき。
 - ア 当該取扱品目の販売
 - イ 当該取扱品目を主たる原料として加工したものの販売
- (2) 申請者（法人の場合は、常時売買に参加する者）が、取扱品目の販売業務に2年以上の経験を有する者であるとき。
- (3) 申請者が、過去の売買取引において卸売業者に対する買受代金の支払いに滞納がないとき。

2 欠格事項

市長は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が条例第14条の規定により買受人の承認の取消しを受けた者で、その取消しの日から起算して1年を経過しないものであるとき。
- (4) 申請者（法人の場合は、当該法人の役員。次号において同じ。）が卸売業者の役職員又は従業員であるとき。
- (5) 申請者が米沢市暴力団排除条例（平成24年米沢市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であるとき。
- (6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (7) 申請者がその業務活動に暴力団員等により支配を受けていると認められるものであるとき。

3 承認申請の添付書類

条例第12条第1項の承認を受けようとする者は、規則第7条に定める書類のほか、それぞれ必要事項等を記載した次の書面を添付しなければならない。

(1) 買受人営業概要書

- ア 住所（法人の場合は所在地。以下同じ。）及び氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）
- イ 常時売買に参加する者の氏名
- ウ 従業員数（男女別）
- エ 車両運搬具
- オ 固定資産
- カ 本市場以外の卸売市場への参加状況
- キ 取引金融機関
- ク 店舗又は事業所の住所付近の略図

(2) 使用人名簿届（住所、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）、参加使用人氏名、住所、生年月日及び写真）

4 承認の更新

条例第12条第1項に規定する承認は、令和3年4月1日（以下「新更新日」という。）の前日で、その有効期間を満了し、新更新日から規則第8条第1項に規定する承認期間を経過する都度、新たな承認の更新（以下「一斉更新」という。）を行うものとする。

前項の場合において、新更新日又は一斉更新の初日以外の日に承認された者の承認期間は、次の一斉更新の初日の前日までとする。

また、規則第8条第2項に定める書類のほか、次に掲げる事項を記載した更新申請書を提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）、電話番号

5 承認後の書類

承認された買受人は、誓約書（住所、署名）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和3年1月18日から施行する。